

環境基本条例では、市、市民及び事業者が環境資源を利用する行為等を行う場合に、良好な環境の保全及び創造のためにそれぞれが配慮すべき事項を示すものとして、環境配慮指針を定めています。

この環境配慮指針は、環境に影響を及ぼす開発行為や社会経済活動等に対して、環境に配慮すべき事項を明らかにすることによって、市はもとより、市民及び事業者に各種の事業や行動における環境配慮を要請するもので、地域別環境配慮指針、主体別環境配慮指針、事業別環境配慮指針から構成されています。

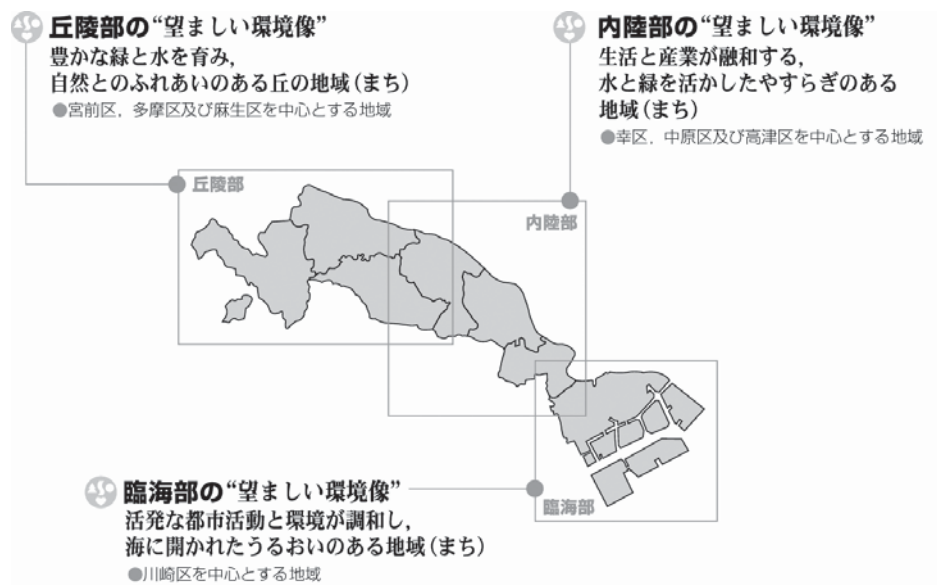
■地域別環境配慮指針

地域別環境配慮指針は、地域環境の現状と課題を整理し、全市の「望ましい環境像」を地域から実現するため、地域特性や環境資源の状況を考慮して、地域別のめざすべき望ましい環境像を明らかにし、その実現に向けて、環境に配慮すべき事項を例示しています。

地域別環境配慮指針は、地域環境の保全のための施策展開に当たっての基本となるとともに、事業者や市民にも環境配慮を要請する役割を担っています。

地域区分については、自然的かつ社会的条件を考慮して、次のとおり、臨海部、内陸部、丘陵部の三地域に区分します。

なお、主な環境配慮事項の例については、川崎市環境基本計画（2002年10月改訂版）を御覧ください。



地域ごとに取り組むべき課題

| 臨海部 | 内陸部 | 丘陵部 |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車公害対策の一層の強化、特に産業道路等の高濃度地区における環境改善対策の実施 ○ 大気汚染及び化学物質による環境汚染の未然防止 ○ うるおいとやすらぎを与え、ヒートアイランド現象の緩和策の一つとしての身近な緑や親しみやすい水辺の創出・保全 ○ 美しい景観形成や歴史的・文化的遺産の活用による快適なまちづくりの推進 ○ 産業活動、商業活動に伴うエネルギー消費の抑制、廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進 ○ 産業活動を通じた地球環境問題解決のための国際協力の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大気汚染、先端技術産業に係る環境対策の推進 ○ 住宅地開発や商業・業務地区形成における環境配慮の推進 ○ 豊かな水辺や斜面緑地、農地の保全・活用 ○ 生活者と事業者の協力による快適なまちづくりの推進 ○ 産業活動、日常生活に伴うエネルギー消費の抑制、廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進 ○ 環境配慮型製品の研究・開発・生産の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用しやすい公共交通体系の整備と利用の促進 ○ 恵まれた水辺の親水化と生物生息空間の創出 ○ 農業者と住民との協力による農地の保全・活用 ○ 樹林地等の保全、生物多様性の保全 ○ 市民主体の暮らしやすいまちづくりの推進 ○ 住宅地や緑地等における廃棄物対策及びエネルギー対策等の推進 |

取組状況

市では、都市計画法に基づき、住民の意見を反映しながら、市の都市計画に関する基本的な方針となる「都市計画マスタープラン」を、2007年3月に策定・告示しました。

この都市計画マスタープランでは、市の総合計画「川崎再生フロンティアプラン」との整合を図るとともに、「緑の基本計画」等の政策領域別計画や、既に決定した都市計画の内容、進行中の計画や事業との調整を図りながら、「めざすべき都市像」や「分野別の基本方針」などを定めています。

■主体別環境配慮指針

主体別環境配慮指針は、市、市民及び事業者が環境基本条例に掲げる責務のもと、望ましい環境像の実現に向けて、自らの行動や生活を通じ、それぞれの立場で環境に配慮すべき事項を明らかにするもので、市の環境配慮指針、市民の環境配慮指針、事業者の環境配慮指針から構成されています。

市の環境配慮指針

市の環境配慮指針は、市が環境にやさしい事業や活動を展開することを目的に、職員の行動や施策事業等の行政活動における環境配慮事項の例を示しています。

具体的な環境配慮事項の例は、環境基本計画を御覧ください。

取組状況

●エコオフィス計画による取組

市では、市が率先して計画的、体系的に環境保全活動を推進することを目的に、1999年から「川崎市役所環境管理システム（エコオフィス計画）」を実施してきました。

その後、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の施行や「京都議定書」の発効等の情勢変化に合わせて計画の見直しを行い、2006年度には第3次エコオフィス計画を策定し、対象組織を全庁に広げて取組の一層の強化を図ってまいりました。この計画に基づく2008年度の取組結果の概要は次のとおりです。

| | | | | | | |
|------------------------|--|-----------------------|-----------|----------------------|------------|---------|
| 実施期間 | 2008年4月～2009年3月 | | | | | |
| 計画期間 | 2006年度～2010年度（5年間） | | | | | |
| 対象組織 | 市役所の全組織 ただし、廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス排出量や下水処理に伴うもの等、市自らのコントロールが及ばない要素が極めて大きい分野及び小中学校、高校、幼稚園は対象外 | | | | | |
| 主な取組 | エコオフィス計画温室効果ガス排出量の内訳 （単位：t-CO₂/年） | | | | | |
| | | 電力の使用 | 都市ガスの使用 | その他燃料の使用 | 自動車等の運輸部門 | 合計 |
| | 平成18年度 | 56,392 | 29,123 | 2,968 | 20,656 | 109,138 |
| | 平成19年度 | 54,028 | 29,926 | 2,691 | 20,548 | 107,192 |
| | 平成20年度 | 62,735 | 27,040 | 3,530 | 19,440 | 112,745 |
| | 増減 | 6,343 | △2,082 | 562 | △1,216 | △3,606 |
| | 削減率 | 11.2% | △7.2% | 18.9% | △5.9% | △3.3% |
| | 目標 | △6% | | | | |
| | ※増減、削減率、目標はいずれも平成18年度比。合計数が合わないのは小数点以下四捨五入しているため | | | | | |
| | 電力・都市ガス・公用車燃料・上水道使用量 | | | | | |
| | 電力使用量 | 都市ガス使用量 | 公用車燃料使用量 | 上水道使用量 | | |
| 平成18年度 | 152,897Mwh | 13,623千m ³ | 7,451KL | 2,120千m ³ | | |
| 平成19年度 | 156,608Mwh | 14,024千m ³ | 7,367KL | 2,182千m ³ | | |
| 平成20年度 | 147,605Mwh | 12,629千m ³ | 6,943KL | 2,023千m ³ | | |
| 増減 | 5,292 Mwh | 994千m ³ | 508KL | 97千m ³ | | |
| 削減率 | △3.5% | △7.3% | △6.8% | △4.6% | | |
| 目標 | △6% | | | △5% | | |
| ※増減、削減率、目標はいずれも平成18年度比 | | | | | | |
| 紙類使用量（単位：千枚） | | | | | | |
| | コピーカウンター数 | コピー用紙 | 再生紙 | 印刷物 | 合計使用枚数 | |
| 平成19年度 | 51,077 | 46,769 | 35,636 | 28,617 | 111,022 | |
| 平成20年度 | 53,070 | 47,757 | 40,506 | 36,596 | 124,859 | |
| 増減 | 1993千枚 増 | 988千枚 増 | 4,870千枚 増 | 7,979千枚 増 | 13,837千枚 増 | |
| 削減率 | 3.9% | 2.1% | 13.7% | 27.9% | 12.5% | |
| 目標 | 前年度より抑制 | | | | | |

●グリーン購入推進方針による取組

庁内におけるグリーン購入の一層の推進を目的として、グリーン購入法に規定される川崎市の調達方針「平成14年度川崎市グリーン購入推進方針」を2002年7月に策定し、14分野154品目を対象品目として指定しました。2008年度は対象分野、品目を19分野241品目に拡大した「平成20年度川崎市グリーン購入推進方針」を策定し、グリーン購入を推進しました。

●行政活動における取組

各分野別の事務事業がより環境に配慮され、環境にやさしいものとするための環境への配慮に関する取り組みは次のとおりです。

| 部門 | 環境配慮の内容 |
|---------|---|
| 総務・管理部門 | <ul style="list-style-type: none"> 本庁舎の紙ごみの回収量は240.18tで、前年度に比べて約1.4%の増加となりました。 本庁舎、第2、第3庁舎では、冷房温度を28度、暖房温度を19度に設定し、冷暖房の適温化につとめるとともに、エレベーターや照明を間引き、省エネルギーを実施しております。 庁内環境管理システム・エコオフィス計画を市役所の本庁舎と区役所を対象に、1999年4月から実施しています。2006年からは、原則として市役所の全組織を対象とした第3次エコオフィス計画を実施し、環境に配慮した取組を推進しています。 階層別研修等に、環境に関するプログラムを取り入れています。 |
| 市民生活部門 | <ul style="list-style-type: none"> 条例に定める所定期間内に引き取りのない自転車のうち1,914台を登録業者へ売却処分し、再利用の促進を図りました。 ごみ収集車等の廃棄物関係車両391台のうち、収集及び運搬車234台の後輪に再生タイヤを使用しました。また、購入したタイヤ1,716本のうち、再生タイヤは534本（約31.1%）となっています。 |

| 部門 | 環境配慮の内容 |
|--------|---|
| 都市施設部門 | <ul style="list-style-type: none"> 建設発生土は、下水道及び水道工事の管廻りの埋め戻し材として 46,283 m³（土質改良プラント）を再生利用したほか、本市及び他都市の港湾埋立に用いる用材として搬出しました。 道路工事等において発生するアスファルトコンクリート塊及びコンクリート塊をアスファルト合材及び路盤材として再生しました。この再生材を新たな工事に使用したところ、全使用量に占める再生材の割合は、アスファルト合材 79.2%となり、有効に再生利用することができました。 |
| 産業育成部門 | <ul style="list-style-type: none"> 中央卸売市場において発生する廃発泡スチロールは、減容処理する処理機により再利用を図っています（2007 年度処理量は、北部市場 474 トン、南部市場 41 トン）。 |
| 教育部門 | <ul style="list-style-type: none"> 給食で使用済みとなった食用油については、専門業者が引き取り、せっけん等に再利用されています。 2008 年度は東生田小学校、御幸小学校に太陽光発電設備を設置しました。 |
| 公共企業部門 | <ul style="list-style-type: none"> 下水汚泥の焼却灰全量のセメント原料化を行い、有効利用をしました。 浄水処理で発生した汚泥の一部をセメント原料や改良土として資源の有効利用を図っています。（2008 年度有効利用率 75%） 市バス車両 324 両の内、319 両の後輪に更生タイヤを使用しました。購入タイヤは 838 本（使用済みタイヤを更正タイヤに加工し、再生利用したものを含む）で、そのうち更生タイヤは 466 本（55.6%）です。 |

●区役所における取組

各区役所における環境への配慮の取組は、次のとおりです。

| 区役所 | 取組の内容 |
|-------|--|
| 川崎区役所 | <ul style="list-style-type: none"> 緑豊かな川崎区をめざして、緑を育むまちづくりや環境美化の活動を住民と区役所の協働により進めることにより、区民の緑化・美化意識の高揚に努めています。 環境ポスターの作成や出前講座の実施を通じて、環境保全意識の啓発に努めています。 小学校や企業と連携した先進企業見学会を実施し、子どもの環境意識の向上を図っていきます。 庁内から出るごみの分別・減量化に努め、リサイクルを推進しています。 |
| 幸区役所 | <ul style="list-style-type: none"> 区民祭等のイベント開催では、ごみの分別収集等を実施するとともに、区内美化活動を通じて環境保全への意識の啓発に努めています。 協働推進事業により、区内の花クラブと小中学生の協働により区内街路等への花の植栽活動を実施しています。 区内で緑化活動を行っている団体への支援を行っています。 花のまちづくり講座、あおぞら花市を実施し、緑化意識の高揚を図っています。 |
| 中原区役所 | <ul style="list-style-type: none"> 協働推進事業「中原区 STOP! ヒートアイランド事業」により区民と協働し、地球温暖化防止への取組や環境問題について学ぶ場づくりを進めています。主に緑のカーテン事業、なかはら打ち水大作戦、環境ミーティング、環境バスツアーを実施しています。 区役所各課において職員による「一課一エコ運動」を実施し、環境への配慮に努めています。 地域の企業やスポーツチームと連携した「CC 等々力」により、環境対策活動を進めています。 クリーン・グリーンなかはらキャンペーンとして、花いっぱい教室や区内美化活動（違反屋外広告物除去収集・清掃活動など）を実施し、環境への配慮に努めています。 協働推進事業として、花クラブ実行委員会による区内への植栽活動や、植栽イベントを行っています。また、庁舎に生け花を展示し美化に努めています。 |
| 高津区役所 | <ul style="list-style-type: none"> 総合的に地域レベルから環境問題に取り組む「エコシティたかつ」推進方針に基づき、各プロジェクトを推進しています。 区役所庁舎を環境展示場（エコシティホール）化する一環として、区役所東側壁面に壁面緑化、4階テラスの屋上緑化、地下駐車場入口にピオトープの設置を行っています。 講習会、コンテスト等を開催し、区内の「緑のカーテン」普及に努めています。 個人・団体・事業者の環境への取組を募集し、表彰する「エコ・エナライフコンクール」の開催を行っています。 区内の市立小学校と連携し、学校ピオトープの推進を行っています。 協働推進事業として、区内の公共施設前やキラリデッキ上、野川柿生線沿いなどに花壇を設置し、区民に管理を行っていただくなど、花と緑のまちづくりに努めています。 庁内から排出されるごみの分別・減量化に努めるとともに、事務用品等の管理を徹底して不要在庫・購入の削減を図り、リサイクルを推進しています。 |
| 宮前区役所 | <ul style="list-style-type: none"> 区民祭・区内美化活動等のイベントを通じて、資源の再利用や環境保全に対する意識啓発に努めています。 |

| 区役所 | 取組の内容 |
|-------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・庁内から出るごみの分別・減量化に努め、リサイクルを推進しています。 ・2008年度は、2007年度に引き続き、宮前区地域課題の解決を図る事業提案制度における「緑の回廊マップづくり」を通じて、緑の保全・創出・育成に取り組む団体間のネットワーク化を市民活動団体と区役所と協働で取り組みました。 ・区役所南棟の屋上緑化を行い、庁舎の省エネルギーに努めています。 |
| 多摩区役所 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合庁舎では、発電機から電力と熱を同時に取り出すコージェネレーションシステムを採用し、省エネルギーを推進しています。また、水の有効利用と防災対策として井戸水を利用する中水道設備を設けています。 ・庁内から排出される廃棄物の分別・減量化に努め、リサイクルを推進しています。 ・区民祭や協働推進事業を通じて、環境保全意識の啓発に努めています。 ・緑のカーテン大作戦や打ち水プロジェクトなど、地元商店街や区民と協働で実施します。 ・多摩区役所職員による一人一エコ宣言運動により全職員がエコに取り組んでおります。 ・区内のイベントにてリユース食器を使用し、市民への3Rの啓発を行っています。 |
| 麻生区役所 | <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の玄関・広場等に花を植え庁舎の美化に努めています。 ・区役所庁舎屋上及び広場に太陽光発電設備を設置し、庁舎の必要電力の一部をまかない、この設備を活用した見学会や講演会、小学校を対象とした出前授業等、自然エネルギーの活用促進に向け、様々な啓発活動を行っています。 |

市民の環境配慮指針

市民の環境配慮指針は、市民が日常生活行動において期待される役割と具体的な環境配慮事項を示しています。具体的な環境配慮事項は、環境基本計画を御覧ください。

取組状況

●市民部会の取組

2008年度にかわさき地球温暖化対策推進協議会・市民部会で行った環境配慮の取組状況の概要は、次のとおりです。

市民の環境配慮の取組事例

| | |
|--------|---|
| 主な取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民部会（ソーラーチーム）の活動が評価され、県・横浜・川崎三首長地球温暖化防止表彰を受賞しました。 ・小学校に対して「地球温暖化に関する環境学習支援メニューの活用について」の依頼を行い、生田小学校、西有馬小学校、中野島小学校、富士見台小学校で出前教室を実施しました。また、総合学習担当教員の夏季研修会で出前教室を行いました。 ・プレーメン通り商店街の「1店1エコ運動」に協力し、エコ調査隊、エコ診断等のエコショップの推進を行いました。 ・エコショッピングタウンを目指して、リーフレットを作成し、ホームページを開設しました。 ・「夏休みエコライフ・チャレンジ」の市立小学校5年生全員を対象に呼びかけ、39校971名の生徒の参加がありました。 ・川崎オリジナルの紙芝居を作成し、市内イベントや出前教室で上演しました。 ・自然エネルギーの普及啓発活動として「第8回太陽と遊ぼう」を開催しました。 ・各種講座への出前教室、消費者関連イベント等への出展などを行いました。 ・かわさきエコドライブ推進協議会に参画し、「かわさきエコドライブ宣言」に積極的に協力しました。 |
|--------|---|

環境にやさしいライフスタイルの確立に向けて、この環境配慮指針に基づいて市民が環境に配慮した行動を実践し、自らが点検・評価できる仕組みについて、今後検討を進める予定です。

事業者の環境配慮指針

事業者の環境配慮指針は、事業者が事業を実施するに当たって、環境面から配慮すべき事項を示すものです。各業種に共通する配慮事項と、主要な業種の事業活動における配慮事項に分けて配慮事項の例を示しています。具体的な配慮事項の例は、環境基本計画を御覧ください。

取組状況

●事業者部会の取組

2008年度にかわさき地球温暖化対策推進協議会・事業者部会が行った取組状況の概要は、次のとおりです。

事業者の取組状況

| | |
|--------|--|
| 主な取組内容 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 川崎発！ストップ温暖化展 2009年3月20日、溝口駅前キラリデッキ、高津市民館で開催された「川崎発！ストップ温暖化展」に、事業者部会から5企業・団体が参加し、事業者の環境配慮の取組を発表・展示しました。 ○ 地球温暖化防止に関する事業者アンケートの実施 より実効的な排出量削減に向けた制度の導入に向けた基礎資料とするため、省エネ法におけるエネルギー管理指定工場の事業所を中心に、平成 16 年3月に改訂された「川崎市地球温暖化対策地域推進計画」において示された「地球温暖化防止に向けた事業者の取組メニュー例」を基に、アンケートを実施しました |
|--------|--|

●条例による取組

公害防止等生活環境の保全に関する条例では、環境への負荷の低減に向けた事業者の自主的な取組を促すため、次の制度を定めています。

- ・環境行動事業所：環境管理システムを確立し、環境報告書を公表等している事業所を「環境行動事業所」として認定する制度。環境行動事業所に認定された事業所は、環境負荷低減行動計画の提出等の手続きが免除されます。
- ・環境負荷低減行動計画の策定等：使用熱量や排水量等が一定規模以上の事業所に対して、自らの責任において環境への負荷を低減するため、事業所の事業内容、形態等に応じ、環境への負荷の低減を図る「環境負荷低減行動計画」を策定し、市への提出を求める制度

これらの制度による取組状況は、次のとおりです。

| | |
|---------------------|----------------------|
| 環境負荷低減行動計画の提出対象事業所数 | 67 |
| 環境行動事業所認定事業所数 | 23（内行動計画提出対象事業所数 18） |
| 環境負荷低減行動計画の提出事業所数 | 49（内行動計画提出対象事業所数 55） |

■事業別環境配慮指針

事業別環境配慮指針は、事業の特性や計画の熟度、環境特性に応じて適切な環境配慮を担保するため、原則として、すべての開発事業や施設整備を行ううえで、広域的、複合的な影響を含めて、事業の実施に伴う環境への影響を未然に防止するとともに、良好な生活環境を創造するよう、環境に配慮すべき事項の例を示しています。

事業を実施する者は、事業の基本構想、基本計画、実施計画及び実施の各段階において、事業や地域の特性に応じて、この指針に示す環境への配慮事項や環境関連施策（指針、計画等）を組み込むことにより、適切な環境配慮を行う必要があります。

具体的な環境配慮事項の例は、環境基本計画を御覧ください。

取組状況

2002 年 10 月に改訂した環境基本計画を関係部局に配布し、見直しを行った事業別環境配慮指針の周知に努めています。